

令和8年度農林水産業体験支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度農林水産業体験支援業務委託

2 委託業務の目的

八代市内で農林水産業体験及び観光農園を実施しようとする生産者や飲食関係・宿泊施設関係の市内事業者と農林水産業体験や観光に関する専門知識やノウハウを有する専門家との会議を定期的実施することで、参加者同士の連携を深め、地域が一体となった農林水産業体験の収益化や商品化を目指すことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託業務の内容

本事業の業務内容は次のとおりとし、提案の内容を基に決定する。

(1) 会議（ワークショップ）の開催【提案1】

- ・農林水産業体験や観光農園を実施する生産者（以下「生産者」という。）や飲食関係・宿泊施設関係の市内事業者（以下「市内事業者」という。）を対象とした会議（ワークショップ）（以下「会議等」という。）を3回実施すること。
- ・会議等には講師を派遣し、資料作成を行うこと。
- ・講師については、過去の経歴や実績を提出すること。（様式第4号）
- ・会議等の講師については農林水産業体験や観光に関する専門的な知識や知見を有する講師を選び、提案すること。
- ・会議等については、以下の内容を想定している。

【想定する項目】

- ・生産者が農林水産業体験や観光農園の企画から募集、受け入れまでのノウハウを習得できる内容
- ・地域一体となった農林水産業体験や観光農園の成功事例の紹介
- ・農林水産業体験や観光農園に関する市場ニーズの分析
- ・農林水産業体験や観光農園の収益化や商品化のプロセス
- ・生産者の課題解決
- ・生産者と市内事業者の連携 など
- ・会議等の内容については、市と協議の上、受講者の事業内容を勘案し、決定すること。
- ・会場及び日程は市と協議の上決定し、会場使用料が発生する場合は受託者にて支払うこと。

(2) 交流会等の実施【提案2】

- ・生産者と関連事業者の連携のために、すべての会議において事業者間の情報交換や講師との個別相談のための交流会を実施すること。
- ・必要に応じて現地視察や、事業者の課題に応じた個別アドバイス（メールやオンラインを含む）を行うこと。

(3) 実施計画・スケジュール【提案3】

- ・委託期間中の詳細な実施計画及びスケジュールを提出すること。

(4) 追加提案【提案4】

- ・本仕様に加えて、業務の目的達成に向けて効果が高いと見込まれ、かつ契約上限金額内で実施できるものがあれば、追加提案すること。

(5) チラシの作成

- ・参加事業者向けの広報用チラシをデータで作成し、市に提供すること。

(6) アンケート調査の実施

- ・会議の参加者へアンケート調査を実施し、分析結果を市に報告すること。
- ・アンケートの内容については、素案を作成し、市と協議の上決定すること。

(7) アクションプランの作成

- ・会議を通して八代市の農林水産業体験に関する地域資源や強み、課題の整理を行い、次年度以降実施できる具体的なアクションプランを作成すること。

5 業務の実績報告

(1) 提出書類

業務終了後、以下について電子データ及び紙媒体で3部提出すること。

ア) 業務実績報告書

※ 報告書は市による編集を認めるものとし、編集可能なデータ形式にて提出すること。

イ) アンケート調査結果の集計及び分析結果

ウ) アクションプラン

(2) 報告期限

令和9年3月12日（金）

6 責任者の指定

(1) 本業務の実施にあたり、管理責任者を指定し、市に報告すること。

(2) 管理責任者は、市との連絡、打合せ等を行い、本委託業務の管理・監督・指導を行うこと。

7 その他

- (1) 特段明記されていない本業務に要する経費は受託者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 業務の実施にあたっては、市と定期的なミーティングを実施するとともに、責任者を明確にし、業務に係る市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (3) 業務のために収集した資料及び情報等は、市の許可なく漏洩しないこと。
- (4) 成果物の著作権は八代市に帰属するものとする。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。

8 契約方法

総額契約とする。契約締結時における消費税率等は10%とし、1円未満の端数は切り上げとする。

9 支払方法

支払いは、実績報告書等の提出を受け確認検査を行った後、請求書の提出を受け一括で支払うものとする。